

香川県条例第50号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 略		(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
	事務		市町
1～41	略	1～41	略
42	略	42	高松市
	(1) 略		(1) 法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可
	(2) 法第4条第3項（法第4条第6項並びに第5条第3項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取		(2) 法第4条第3項（法第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取
	(3) 法第4条第5項及び第5条第4項の協議		(3) 法第82条第1項の規定による立入調査、測量並びに物件の除去及び移転（(1)及び(6)に掲げる事務に係るものに限る。）
	(4) 法第49条第1項の規定による立入調査、測量並びに物件の除去及び移転（(1)及び(7)に掲げる事務に係るものに限る。）		(4) 法第82条第3項の規定による通知及び公示
	(5) 法第49条第3項の規定による通知及び公示		(5) 法第83条の規定による報告の徴収（(1)及び(6)に掲げる事務に係るものに限る。）
	(6) 法第50条の規定による報告の徴収（(1)及び(7)に掲げる事務に係るものに限る。）		(6) 法第83条の2の規定による処分及び命令（法第4条第1項又は第5条第1項の規定の違反に係るもの及び(1)の許可に係るものに限る。）
	(7) 法第51条第1項の規定による処分及び命令		

<p>(8) <u>法第51条第3項の規定による措置及び公告</u> (9) <u>法第51条第4項及び第5項の規定による費用の徴収</u> (10) <u>法附則第2項の規定による協議</u></p>	<p>(7) <u>法附則第2項第1号及び第2号の規定による協議</u></p>
<p>43～55 略</p>	<p>43～55 略</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。